

平成 30 年度 仙台市地域包括支援センター 運営方針について（案）

この運営方針は、平成 30 年度からスタートする「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30～32 年度）」（以下「計画」という。）を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築・推進の中核的機関である地域包括支援センターが、計画の基本目標の実現に向け取り組むべき事業の実施に係る基本方針、重点的に取り組む事項について示すものである。さらに具体的な事業内容については、「平成 30 年度地域包括支援センター業務水準表」（資料 3-1）にて示し、各地域包括支援センターは、これらの方針に基づき事業計画を作成し、事業を実施する。

【参考】

○仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）（平成 30～32 年度）について

【基本目標】

高齢者がその尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、支援が必要になっても地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

※下線部：本市が目指す地域包括ケアシステム

基本目標の実現（本市が目指す地域包括ケアシステムの構築・推進）に向け、次の「3 つの基本的な方向」のもと「7 つの施策」を設定し取り組んで行く。

【方向 1】健康で生きがいを感じながら活躍し続けられるために

（施策 1）健康と元気でいられる環境づくり

（施策 2）知識・経験や能力を生かして活躍し続けられる機会の充実

【方向 2】住み慣れた地域で暮らし続けることができるために

（施策 3）必要な支援を得ながら自立した生活を続けられる体制づくり

（施策 4）地域の資源やつながり、専門職の連携を生かした地域の支え合いへの支援

（施策 5）認知症の人が安心して暮らせるまちづくり

【方向 3】介護サービス基盤が充実し、それを支える人材が確保されるために

（施策 6）介護サービス基盤の整備

（施策 7）高度化する介護ニーズへ対応できる人材の確保

1. 基本方針について（案）

地域包括支援センターは、総合相談・支援や権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、認知症高齢者への対応などの包括的支援事業と併せて、介護予防事業や地域・関係機関との連携・ネットワークづくりなどを行い、計画の基本目標の実現に向け、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から高齢者に対する支援を行う。

2. 平成30年度 重点取組事項について（案）

1の基本方針を踏まえて、平成30年度は以下の3点について重点的に取り組む。

（1）地域・関係機関との連携・ネットワークづくり

高齢者が日常生活上の支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、地域をつくる関係機関や地域住民と連携を図りながら、次の取り組みを行う。

- ・圏域内の医療・介護・予防・生活支援・住まいにかかわる関係機関との連携を強化し、地域包括支援ネットワークの維持・強化を行う。
- ・高齢者の支援にかかわる地域の社会資源および住民ニーズの把握や個別ケースの検討から、地域での課題を抽出し、解決に向けた取組みを推進する。
- ・住民主体の活動（通いの場や生活支援等）につなげていけるよう、住民意識に働きかけ、地域の福祉意識の醸成に取り組む。

（2）認知症対策の推進

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を中心に次の取り組みを行う。

- ・認知症の人や家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう、関係機関との連携体制構築に取り組む。
- ・認知症の人と家族の視点に立ち、適切な支援を展開する。
- ・認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を行い、地域で認知症の人を見守る意識の醸成を図る。

（3）介護予防の推進

心身ともに健康で元気に生きがいを感じながら生活できるよう、また地域の身近なところで介護予防・健康づくりに取り組むことのできる環境づくりを進めるため、次の取り組みを行う。

- ・自らが介護予防に取り組むことの重要性や、社会参加がいきがづくり・介護予防につながること等の普及啓発を行い、介護予防の理念の浸透を図る。
- ・地域の身近なところで介護予防に資する取り組みができるよう、関係機関、団体と協働し、担い手の育成や活動継続の支援を行う。
- ・有する能力に応じ、自立した日常生活が営めるよう、自立支援に資するケアマネジメントを推進する。